

1 保育の必要性の認定について

教育・保育施設の利用または幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。

【1】認定とは

保育の必要性の認定は、保護者からの申請に基づき、下表の認定区分に応じて、区が審査・決定します。認定の決定は、**保育施設の利用可否を決定することとは異なります。**

教育・保育給付認定(子ども・子育て支援法第19条)			
認定区分	1号	2号	3号
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	保育標準時間 保育短時間
年齢	満3歳～就学前	満3歳～就学前	0歳～満3歳未満
利用できる主な施設・事業	新制度幼稚園、区立子供園、 認定こども園等	認可保育所、認定こども園等	認可保育所、地域型保育事業、 認証保育所、認可外保育施設等
施設等利用給付認定(子ども・子育て支援法第30条)			
認定区分	1号(新1号)	2号(新2号)	3号(新3号)
保育の必要性	なし	あり	あり
保育必要量			
年齢	満3歳～就学前	4月1日時点で 満3歳以上～就学前	4月1日時点で満3歳未満のうち、 区民税非課税世帯
利用できる主な施設・事業	未移行幼稚園	区立子供園(保育の必要性の認定を受けた方)、幼稚園の預かり 保育事業等、認証保育所、認可外 保育施設	幼稚園の預かり保育事業等、一時 預かり保育、認可外保育施設、ベ ビーシッター等

●保育施設を利用できるのは、保育の必要性がある方のみです。年に1回現況確認が必要です。

●既に教育・保育給付認定2号・3号認定を受けている場合は、必要に応じて施設等利用給付認定2号・3号認定を受けているものとみなします。

※教育・保育給付認定3号認定以外は、幼児教育・保育の無償化の対象です。

【2】保育を必要とする事由と認定有効期間

上表の認定(1号認定を除く)を受けるには、「保育の必要性」が「あり」と認定される必要があります。保護者の「保育の必要性」は下表の「保育を必要とする事由」に応じて提出していただく書類に基づき審査します。また、保育を必要とする事由ごとに、認定有効期間が定められています。

保育を必要とする事由	認定有効期間	認定時の条件・注意点
就 労	就労している期間 ※ただし育児休業中の方は復職月から有効。 なお、当該児童の育児休業から復職せずに 下の子の出産休暇中に入所を希望する場合、 「妊娠または出産」に該当します。	1か月に48時間以上就労することを常態とすることが条件 です。
疾病または障害	各事由が生じている期間	診断書は、発症の時期、療養期間または通院の頻度、保育が 困難な状況について具体的な記載が必要です。
介護または看護		保護者が同居の親族を常時介護または看護している場合に限り ます。病院の送迎のみの場合は要件として認められません。
災害復旧		保護者が震災、風水害、その他の災害の復旧にあたっていること が条件です。
妊娠または出産	出産予定月の前2か月から、出産(予定)日から 起算して8週間を経過する日の翌日が属する月 の末日まで	認可保育所等に入所した場合、期間満了後に保育を必要とする 事由を変更して継続通園することは認められません。 退園後、再度入所申込みが必要です。
求職活動	認定希望月の初日から起算して90日経過を する日が属する月の末日まで	常時求職活動を行っていることが条件です。(求職活動を中止 した場合、その時点で認定有効期間は終了となります。) 就労先が決定した場合は、保育課認定・入園係にご連絡くださ い。
就学(職業訓練)	在学している期間	カリキュラムや時間割等から日中保育を必要とすることが 確認できることが条件です。詳細はP24・25参照。
虐待・DV	保育を必要とする期間	保育課認定・入園係にお問い合わせください。

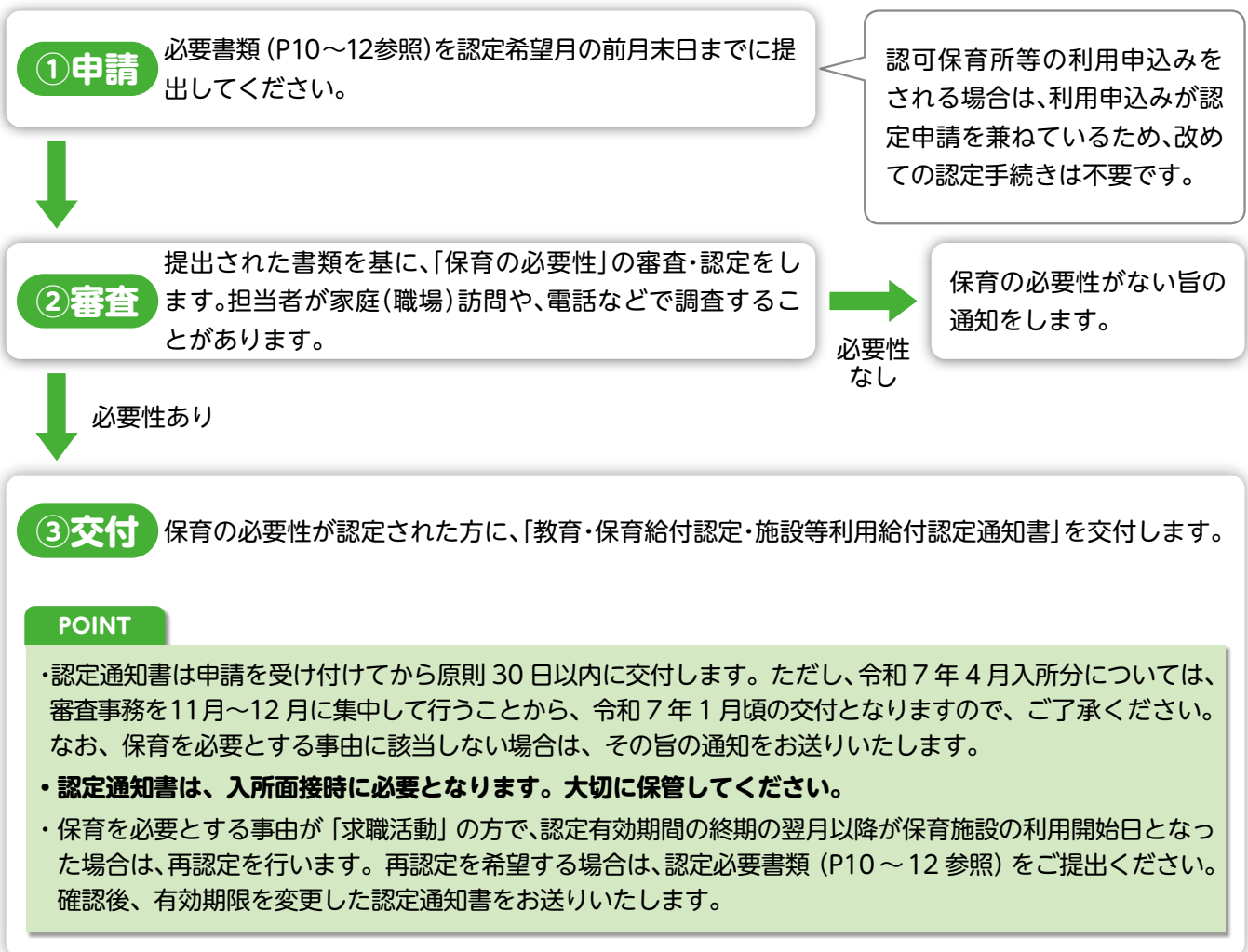
[3] 保育の必要量について

2号・3号認定を受けた場合、認定事由や状況に応じて、保育施設を利用可能な上限時間として、「保育必要量」を認定します。認定事由が「就労」の場合、就労先の1日の拘束時間と通勤時間（保育所と職場の往復に要する時間）を足した時間により、判断します。

区分	内容	判定基準(例)
保育標準時間	1日最大11時間まで	「就労」で拘束時間+通勤時間が8時間を超える場合 等
保育短時間	1日最大8時間まで	「就労」で就労時間が月48時間以上、「求職活動」 等

※保育を必要とする事由が「就労」で、保育の必要量が「保育短時間」の認定を受けた方が、勤務時間や通勤経路が変わる等の理由で「保育標準時間」を希望する場合は、保育課認定・入園係にご連絡ください。（「保育標準時間」から「保育短時間」への変更も同様にご連絡ください。）
 ※復職と同時に短時間勤務制度を利用する際の保育必要量は、時間短縮後の勤務時間で認定します。

[4] 認定の手続き～教育・保育給付認定・施設等利用給付認定通知書の交付までの流れ



「保育の必要性の認定」のみを申請する（認可保育所等を申込まない）場合

以下の書類を、認定希望月の前月末日までに、保育課認定・入園係または子どもセンターに提出してください。
 ● No.1 「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」 ● No.4 「マイナンバー記入用紙」 ● 「保育の必要性を確認する書類」(P10 参照) ※「ひとり親の方」または「外国籍で永住権がない方」は【4】その他の必須書類 (P12 参照) を提出してください。

POINT

「保育の必要性の認定」が必要な場合

- 「保育の必要性の認定」が必要な施設（家庭福祉員・グループ保育室）や認証保育所等の保育料補助を申請する場合 (P59 参照)
- 「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合

電子申請可能
 詳細は P65 参照